

ア・7・2（有効・保存期間：令和8年12月末）

一般（人）第154号  
令和3年5月12日

各 所 属 長 殿

山形県警察本部長

術科訓練等における安全管理の指針について（通達）

術科訓練については、職員の安全を十分に確保し、効果的に推進する必要があるところ、この度、「術科訓練等における安全管理の指針」を別添のとおり定め、令和3年5月12日から実施するので、術科訓練における安全管理を徹底されたい。

（担当）術科指導係

## 別添

### 術科訓練等における安全管理の指針

#### 第1 目的

術科訓練（試合及び検定を含む。以下同じ。）を実施するに当たっての安全管理の指針を定めることにより、訓練の安全確保と効果的な推進を図ることを目的とする。

#### 第2 適用の範囲

この指針は、山形県警察術科に関する訓令（令和3年3月本部訓令第7号）に規定する術科及び本県警察において行われる点検、礼式、教練その他の訓練に関して適用するものとする。

#### 第3 安全管理体制

##### 1 術科安全管理責任者等の指定

術科訓練に伴う受傷事故を防止するため、警務部人材育成課長を術科安全管理責任者とし、術科訓練実施所属の所属長を術科安全管理者（以下「術科安全管理責任者等」という。）として指定するものとする。

##### 2 術科安全管理責任者等の任務

術科安全管理責任者等は次のことを行うものとする。

###### (1) 術科安全管理責任者

- ア 安全かつ効果的な術科訓練を推進するための対策を講じること。
- イ 安全教育の実施計画に関すること。
- ウ 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。

###### (2) 術科安全管理者

- ア 安全管理の実施及び指揮監督に関すること。
- イ 安全管理の実態把握に関すること。
- ウ 安全教育の実施及び安全意識の高揚に関すること。
- エ 事故の調査、報告及び再発防止に関すること。

#### 第4 安全管理に係る事項

##### 1 人的事項

- (1) 訓練者の健康状態を常に把握し、必要があると認めるときは、事前に医師の診察を受けさせること。
- (2) 心臓血管系疾患、脳血管障害等で治療中（経過観察、既往症を含む。）の者、高血圧症の者等、訓練上支障のある者に対しては訓練を免除するなど、医師の診断に基づいた適切な安全管理措置を徹底すること。
- (3) 訓練者の年齢、体力、体格、技能、段級位、平素の訓練状況等に応じた訓練計画を策定し、安全かつ効果的な訓練を行うこと。
- (4) 訓練中は、適宜の休憩、水分補給等に細心の注意を払い、熱中症を予防すること。
- (5) 訓練に際しては、訓練者の数、訓練場所、訓練内容等を考慮し、適宜、班を編制して統制のある訓練を行わせること。
- (6) 訓練中の指導體制を確立し、常に訓練者の動静に注視し、異常を認めるときは、直ちに訓練を中止させ必要な措置を執ること。

- (7) 訓練中の受傷事故に備え、適切な応急手当を行うことができる救急措置の体制を確立すること。

## 2 物的事項

- (1) 気温、湿度等の環境に応じた適切な安全管理措置を行うこと。
- (2) 射撃場、道場及び体育館等訓練施設は、常に整理整頓に努め、訓練に不要な物品等を置かないこと。
- (3) 訓練施設の床面、畳、腰板部、照明、冷暖房、換気装置、消火設備等を随時点検し、破損箇所等を発見したときは、速やかに補修、整備の措置又は手続きをとること。
- (4) 訓練に使用する服装、用具、防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装、又は使用させること。
- (5) 訓練に使用する用具、防具等は、定期的かつ訓練前後に必ず点検を行い、異常を認めた場合は使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。

## 3 科目別事項

### (1) 総合対処法

総合対処法訓練要綱（令和3年4月30日付け一般(人)第137号）に基づき訓練を行うこと。

### (2) 逮捕術

逮捕術訓練要綱（令和3年4月30日付け一般(人)第135号）に基づき訓練を行うこと。

### (3) 拳銃

拳銃訓練内容の基準及び訓練要領（令和2年4月1日付け一般(人)第105号）に基づき訓練を行うこと。

### (4) 柔道

「柔道の安全指導」（2020年1月第5版、公益財団法人全日本柔道連盟発行）に基づき訓練を行い、特に頭部の負傷が生じないよう十分に留意するとともに、万一、生じた場合には、次の対応を確実に行うこと。

ア 訓練者が、訓練中に頭部、背部又は肩部を強打し、脳が激しく揺さぶられたおそれのある場合は直ちに訓練を中止し、寝かした状態で安静にさせ、少しでも脳震とう等による異常がある場合は直ちに救急車を要請し、専門医による診断を受けさせること。

イ 受傷後、異常がなくても約6時間は安静にさせて観察を行い、異常が認められた場合は直ちに救急車を要請し、専門医による診断を受けさせること。

ウ 頭部に衝撃を受け脳震とうを起こした後、脳が正常に回復しないまま2度目の衝撃を受けることで脳に重大な損傷が生じ、重篤な症状に陥ることから、訓練及び競技への復帰は専門医の診断を受け、段階的に行うこと。

### (5) 剣道

「剣道指導要領」（平成25年6月1日、一般財団法人全日本剣道連盟発行）及び「剣道講習会資料」（平成29年4月1日、一般財団法人全日本剣道連盟発行）に基づき訓練を行い、特に次の対応を確実に行うこと。

ア 訓練中の打撲傷、捻挫及びアキレス腱断裂等の事故を防止するため、下肢の補強運動を十分に行い、必要に応じてサポーター等を使用させること。

イ 訓練中の竹刀の破損による受傷事故を防止するため、訓練前後における点検を確実に行うとともに、訓練中における竹刀確認を徹底し、ひび割れ等の竹刀は使用させないこと。

(6) 体育その他の術科訓練

ア 体育その他の術科訓練の競技種目は多岐にわたることから、訓練については、訓練者の年齢、体力、体格、技能及び訓練環境等を勘案し、総合的な体力を高めさせるように訓練を行うこと。

また、訓練者に過度な競争意識を持たせることなく、段階的に運動負荷をかけるよう留意すること。

イ 原則として走訓練は、道路以外の場所で行うこと。

ウ 警察体力検定及び体力テストについては、山形県警察体力検定等実施要綱（平成27年10月14日付け例規(人)第38号）に基づき実施すること。

エ 水泳訓練（水上安全法）は、日本赤十字社の認定する水上安全法指導員、救助員の資格を有する者又は救急法上級者による指導に努め、常に訓練者を掌握できるように、指導、監視及び救護の任務分担を明確にすること。

また、訓練に際しては救命・救急用具の事前点検を必ず行うとともに、直ちに使用できる状態にしておくこと。

第5 訓練指導者

術科訓練の指導に従事する者（以下「訓練指導者」という。）は、安全管理に係る事項を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い、訓練の指導に当たること。

第6 訓練指導者に対する教養の推進

1 各所属において、訓練指導者養成講習又は訓練指導者に対する集合教養を実施する場合は、訓練中における負傷者の救急措置を始め、安全管理に関する教養を必ず行うこと。

2 安全管理に関する教養は、専門的知識を有する部外講師を招へいして行うなど、真に効果の上がる教養に努めること。